



芦屋町図書館
イメージキャラクター
よむにゃん

11月

■休館日 1日月、8日月、15日月、22日月、
25日金、29日金

芦屋町図書館
(☎223局3677)
開館時間
午前10時～午後6時



芦屋町図書館
ホームページ
※資料検索や
予約などが
できます。

秋の特別おはなし会

と き 出 演・催 し
3日(水)・午後2時から 図書館ボランティア
▷ところ 中央公民館2階

定例おはなし会

と き 出 演・催 し
14日(木)・午前11時から にじの会
20日(木)・午前11時から おはなしトントン
28日(木)・午前11時から にじの会
▷ところ おはなしのへや・多目的室
※11月の赤ちゃんおはなし会たちはありません。

原賀いずみさん講演会

北九州市在住の絵本作家、SDGsの専門家でもある原賀いずみさんを講師に迎え、到津の森公園の歴史などを交えた楽しい講演会です。ギャラリーあしや・図書館で絵本の原画展も開催します。

▷とき 12月12日(木)午後2時から
▷ところ 中央公民館2階
▷定員 50人(事前申し込み先着順)
▷申し込み 11月2日(水)より、電話または図書館カウンターで受け付け
※10月23日(土)～11月12日(金)ギャラリーあしやにて原画展開催中です。

「わたしの漢字」大募集

今年を振り返って、印象に残った出来事などを漢字一文字で表す、「わたしの漢字」を募集します。参加作品は図書館前に随時貼りだします。

▷とき 11月27日(土)～12月28日(日)

※用紙は図書館カウンターで配布します。



新着図書



民王 シベリアの陰謀
池井戸 潤 著

第二次内閣を発足させた武

注目の一冊

藤泰山を絶体絶命のピンチが襲う。目玉として指名した高西麗子・環境大臣が、発症すると凶暴化する謎のウイルスに冒され、急速に感染が広がっているのだ。緊急事態宣言を発令し、終息を図る泰山に、世論の逆風が吹き荒れる。

【一般書】

透明な螺旋	東野 圭吾	著
ペッパーズ・ゴースト	伊坂 幸太郎	著
本が紡いだ五つの奇跡	森沢 明夫	著
たそがれ大食堂	坂井 希久子	著

【児童書】

なんで英語、勉強すんの？	鳥飼 玖美子	作
体育がある	村中 李衣	作
しゅくだいがっしょう	福田 岩緒	作
まっくら	高崎 卓馬	作
ぎんいろのねこ	あまん きみこ	作

俳句・短歌

●浜木綿俳句会

通院の常の景色も未枯るる

丸窓の誘ふ先の鳶紅葉

籠もる日の今生の闇虫しぐれ

渡り鳥刈田過ぐとき声こぼす

志野焼に月見団子と抹茶かな

●芦屋俳句クラブ

故郷の話も馳走栗ごはん

暫くは無言なりけり月今宵

●水荳短歌会

稲の花白く小さく目立たねど

秋には黄金の実りとなりぬ

秋風や吊るしたままの風鈴の

音色は誘うみちのくの旅

新聞紙に包みてくれし歪なる

とりたて胡瓜両手に受ける

去年の秋のゴートトラベルにのせられて

集めしチラシ束にし捨てる

宮崎佐代子

村上一恵

後藤 征子

麻生 清子

仲山クニ子

桐山 美枝

縄田 恵子

田尾三千枝

池田 幸利

小川 雪野

吉住 利枝

野口加津美



障がい者の人権

8月24日から9月5日まで東京パラリンピックが開催されたこともあり、障がい者に対する人権尊重の意識が高まっています。一方で、障がいのある人に対する人権問題がさまざまな場面で発生しています。

いまだに差別が存在していることを知ろう

内閣府から発表された「人権擁護に関する世論調査」の中で、「障がい者に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」という問いに対し、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が49.9%ともっとも高く、「差別的な言動をされること」が48.7%と次に高い結果が出ています。

具体的な事例として、求人募集時に障がいがあることを理由に応募を受け付けない事例、車いすでエレベーターを利用する人に対して「邪魔だ」「混んでいるときは利用を避けてほしい」などと心ない発言をする事例が確認されています。こうした人権問題が発生する背景には、障がい者に対する無関心や無理解が原因と考えられます。



障害者差別解消法を知っていますか

障がいのある人への差別をなくし、障がいのある人もない人も共に生きる共生社会の実現を目指して、平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、国や市町村などの行政機関、会社、店などの民間事業者に、障がいを理由とする「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められています。

不当な差別的取り扱いとは

障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由に差別することです。

- 障がいを理由に、サービスの提供や店舗への入店を拒否する
- 障がいを理由に、施設などの利用や入会を制限する



合理的配慮の提供とは

障がいのある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することです。

- 車いす利用者のために、高いところに陳列された商品をとって渡す
- 目や耳の不自由な人のために音声ガイドや点字、筆談や手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション方法を使って説明する



共生社会の実現に向けて

障がいがあるかないかによって人の価値が変わることは決してありません。このような当たり前の価値観を、改めて社会全体で共有していくことが何よりも大切です。一人ひとりが障がいのことを理解し、歩み寄り、助け合おうとする意識を持つことで、誰もが住みやすい共生社会の実現を目指しましょう。